

重要事項説明書 (予防)訪問リハビリテーション 介護保険・医療保険用

あなた(又はあなたの家族)が利用しようと考えているみなし(介護予防)訪問リハビリテーションサービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、分かりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

この「重要事項説明書」は、「大阪市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成25年大阪市条例第26号)」の規定に基づき、指定(介護予防)訪問リハビリテーションサービス提供契約締結に際して、ご注意いただきたいことを説明するものです。

1 訪問リハビリテーションサービスを提供する事業者について

事業者名称	医療法人 快生会
代表者氏名	理事長 高尾讓
本社所在地 (連絡先及び電話番号等)	大阪府大阪市東成区大今里南一丁目3番1号 大今里リハビリテーションセンター5階 06-6978-0175
法人設立年月日	平成15年12月4日

2 利用者に対してのサービス提供を実施する事業所について

(1) 事業所の所在地等

事業所名称	大今里ふれあいクリニック 訪問リハビリテーション
介護保険指定 事業所番号	(みなし指定)2711504460
事業所所在地	大阪府大阪市東成区大今里南一丁目3番1号 大今里リハビリテーションセンター1階
連絡先 相談担当者名	連絡先電話:080-8316-9219 管理者代行:松原良憲
事業所の通常の 事業の実施地域	大阪市東成区、生野区

(2) 事業の目的及び運営の方針

事業の目的	医療法人 快生会が設置する大今里ふれあいクリニック(以下「事業所」という。)において実施する訪問リハビリテーション[介護予防訪問リハビリテーション]事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の医師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士(以下「訪問リハビリテーション[介護予防訪問リハビリテーション]従事者」という。)が、要介護状態[要支援状態]の利用者に対し、適切な訪問リハビリテーション[介護予防訪問リハビリテーション]を提供することを目的とする。
運営の方針	(予防)訪問リハビリテーションの提供にあたっては、要介護(要支援)状態の利用者に可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図るものとする。

(3) 事業所窓口の営業日及び営業時間

営業日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
営業時間	9時00分から17時30分までとする。

(4) サービス提供時間

サービス提供日	月曜日から金曜日までとする。 ただし、12月30日から1月3日までを除く。
サービス提供時間	サービス提供時間は、9時00分～17時00分

(5) 事業所の職員体制

管理者	小川 新史
管理者代行	松原 良憲

職	職務内容	人員数
理学療法士・作業療法士・言語聴覚士	<ol style="list-style-type: none">サービス担当者会議への出席等により、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者と連携を図ります。医師及び理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、介護職員その他の職種の者が多職種協同により、リハビリテーションに関する解決すべき課題を把握します。計画作成に当たっては、利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえ、具体的な目標や具体的なサービスを記載します。(介護予防)訪問リハビリテーション計画を作成するに当たっては、(介護予防)居宅サービス計画にそって作成し、利用者、家族に説明したあとで、利用者の同意を得ます。また作成した計画は、利用者に交付します。(介護予防)訪問リハビリテーション計画に基づき、サービスを提供します。常に利用者の病状、心身の状況、希望及びその置かれている環境の的確な把握に努め、利用者に対し、適切なサービスを提供します。それぞれの利用者について、(介護予防)指定訪問リハビリテーション計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。	常勤 理学療法士 6名 作業療法士 1名

3 提供するサービス内容及び費用について

(1) 提供するサービスの内容について

サービス区分と種類	サービスの内容
(介護予防)訪問リハビリテーション	要介護(要支援)状態となった場合においても、利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、利用者の居宅において、理学療法、作業療法その他必要なリハビリテーションを行うことにより、利用者の心身の機能の維持回復を図ります。

	<p>【(予防)訪問リハビリテーション計画の作成】</p> <p>利用者に係る居宅介護支援事業者が作成した居宅サービス計画(ケアプラン)に基づき、利用者の意向や心身の状況等のアセスメントを行い、援助の目標に応じて具体的なサービス内容を定めた訪問リハビリテーション計画を作成します。</p>
	<p>【日常生活動作の改善】</p> <p>機能訓練等のサービスを提供し、日常生活に支障をきたしている活動(歩行動作や排泄動作、入浴動作等)の改善を行い、その方らしい生活がおくれるように支援します。</p>

(2) (介護予防)訪問リハビリテーションの禁止行為

指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業者はサービスの提供に当たって、次の行為は行いません。

- ① 利用者又は家族の金銭、預貯金通帳、証書、書類などの預かり
- ② 利用者又は家族からの金銭、物品、飲食の授受
- ③ 利用者の居宅での飲酒、喫煙、飲食
- ④ 身体拘束その他利用者の行動を制限する行為(利用者又は第三者等の生命や身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除く)
- ⑤ その他利用者又は家族等に対して行なう宗教活動、政治活動、営利活動その他迷惑行為

(3) 提供するサービスの利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)について

訪問リハビリ	基本単位 (1回 20分)	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
ふれあいクリニックにかかられている場合	308 単位	3,351 円	336 円	671 円	1006 円
理学療法士等による訪問リハビリテーション (ふれあいクリニックにかかされていない場合)	258 単位	2,807 円	281 円	562 円	843 円

予防訪問リハビリ	基本単位 (1回 20分)	利用料	利用者負担額		
			1割負担	2割負担	3割負担
ふれあいクリニックにかかられている場合	298 単位	3,242 円	325 円	649 円	973 円
ふれあいクリニックにかかされていない場合	248 単位	2,698 円	270 円	540 円	810 円

※ 介護予防訪問リハビリテーションにおいては、利用開始月から12月超及び要件を満たさない場合、1回につき 30 単位を減算となります。

加 算		利用料	利用者負担額			算定回数等
			1割	2割	3割	
短期集中リハビリテーション実施加算	退院(所)日又は新たに要介護認定効力発生日から3月以内	2,176円	218円	436円	653円	1回当たり
リハビリテーションマネジメント加算	加算 1(イ):180単位	1,958円	196円	392円	588円	1回/月
	加算 2(ロ):213単位	2,317円	232円	464円	696円	1回/月
	加算 3:270単位	2,937円	294円	588円	882円	1回/月
サービス提供体制強化加算	I:6単位	65円	7円	13円	20円	1回当たり
	II:3単位	32円	4円	7円	10円	1回当たり
移行支援加算:17単位		184円	19円	37円	56円	1日当たり (評価対象期間の次年度内に限る)
退院時共同指導加算:600単位		6,528円	653円	1,306円	1,959円	1回
認知症短期集中リハ加算:240単位		2,611円	262円	523円	784円	1日当たり (評価対象期間の次年度内に限る)
口腔機能連携強化加算:50単位		544円	55円	109円	164円	月1回程度

- ※ 短期集中リハビリテーション加算は利用者に対して、集中的に訪問リハビリテーションを行うことが身体等の機能回復に効果的であると認められる場合に加算します。退院(退所)日又は介護認定の効力発生日から起算して3月以内の期間に、1週間につき概ね2日以上、1日あたり20分以上の個別リハビリテーションを行います。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算(ロ)は、リハビリ会議の開催、居宅サービス事業所と居宅訪問等をし、リハビリの質を管理する場合に、リハビリテーション計画の内容を理学療法士、作業療法士、言語聴覚士が説明しその情報をシステム(LIFE)を用いて、厚生労働省に提出した際に、1月1回算定します。
- ※ リハビリテーションマネジメント加算 3 は、リハビリ会議の開催、居宅サービス事業所と居宅訪問等をし、リハビリの質を管理する場合に、リハビリテーション計画の内容を医師が説明した際に、1月1回算定します。(リハマネジメント加算 1・2に加える)
- ※ サービス提供体制強化加算(移行支援加算)は、厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして届け出た指定訪問リハビリテーション事業所が、利用者に対し指定訪問リハビリテーションを行った場合に算定します。

※ 主治の医師(介護老人保健施設の医師を除く)から、急性増悪等により一時的に頻回の訪問リハビリテーションを行う必要がある旨の特別の指示を受けた場合は、その指示の日から 14 日間に限って、介護保険による訪問リハビリテーション費は算定せず、別途医療保険による提供となります。

※ 当事業所と同一建物若しくは同一の敷地内若しくは隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は当事業所における一月当たりの利用者が 20 人以上居住する建物の利用者にサービス提供を行った場合は、上記金額の 90/100 となります。

同一の敷地内若しくは隣接する建物とは、当該事業所と構造上、外形上、一体的な建築物及び同一敷地内並びに隣接する敷地にある建築物のうち効率的なサービス提供が可能なものを言います。

同一の建物に 20 人以上居住する建物とは、前記に該当するもの以外で当事業所の利用者が 20 人以上居住する建物を言います。

(養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付高齢者向け住宅に限る)

(4) 医療保険の場合

区分	基本単位 (1 回 20 分)	利用料	利用者負担額		
			1 割負担	2 割負担	3 割負担
在宅患者訪問リハビリテーション指導管理料	300 単位	3,000 円	300 円	600 円	900 円

4 その他の費用について

① 交通費	指定(介護予防)訪問リハビリテーションに要した交通費を請求することがあります。	
② キャンセル料	サービスの利用をキャンセルされる場合、キャンセルの連絡をいただいた時間に応じて、下記によりキャンセル料を請求させていただきます。	
	24 時間前までのご連絡の場合	キャンセル料は不要です
	ご連絡のない場合や当日のキャンセルの場合	5,000 円
※ただし、利用者の病状の急変や急な入院等の場合には、キャンセル料は請求いたしません。		

5 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)その他費用の請求及び支払い方法について

<p>① 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の請求方法等</p>	<p>ア 利用料利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の額はサービス提供ごとに計算し、利用月ごとの合計金額により請求いたします。</p> <p>イ 上記に係る請求書は、利用明細を添えて利用月の翌月 10 日までに利用者あてお届け(郵送)します。</p>
<p>② 利用料、利用者負担額 (介護保険を適用する場合)、その他の費用の支払い方法等</p>	<p>ア 請求月の 13 日までに、下記のいずれかの方法によりお支払い下さい。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 利用者指定口座からの自動振替(ゆうちょ) (毎月 18 日引落※土日祝の場合は翌営業日) 2. 現金でのお支払い <p>イ お支払いの確認をしましたら、支払い方法の如何によらず、領収書をお渡ししますので、必ず保管されますようお願いいたします。(医療費控除の還付請求の際に必要なことがあります。)</p>

※ 利用料、利用者負担額(介護保険を適用する場合)及びその他の費用の支払いについて、正当な理由がないにもかかわらず、支払い期日から2月以上遅延し、さらに支払いの督促から 14 日以内に支払いが無い場合には、サービス提供の契約を解除した上で、未払い分をお支払いいただくことがあります。

6 担当する職員の変更をご希望される場合の相談窓口について

<p>利用者のご事情により、担当する職員の変更を希望される場合は、右のご相談担当者までご相談ください。</p>	<p>ア 相談担当者氏名 松原 良憲</p> <p>イ 連絡先電話番号 080-8316-9219</p> <p>ウ 受付日及び受付時間 月・火・水・木・金 9時~17時</p>
---	---

※ 担当する職員の変更に関しては、利用者のご希望をできるだけ尊重して調整を行いますが、当事業所の人員体制などにより、ご希望にそえない場合もありますことを予めご了承ください。

7 サービスの提供にあたって

- (1) サービスの提供に先立って、介護保険被保険者証に記載された内容(被保険者資格、要介護(支援)認定の有無及び要介護(支援)認定の有効期間)を確認させていただきます。被保険者の住所などに変更があった場合は速やかに当事業者にお知らせください。
- (2) 利用者が要介護(支援)認定を受けていない場合は、利用者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行います。また、介護支援予防、居宅介護支援が利用者に対して行われていない等の場合であって、必要と認められるときは、要介護(支援)認定の更新の申請が、遅くとも利用者が受けている要介護(支援)認定の有効期間が終了する 30 日前にはなされるよう、必要な援助を行うものとします。
- (3) 医師及び理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士は、医師の診療に基づき、利用者又は家族に説明し、同意を得た上で、訪問リハビリテーション計画を作成します。作成した計画は利用者へ交付します。計画に従ったサービスの実施状況及びその評価について、速やかに診療記録を作成するとともに、医師に報告します。
- (4) サービス提供を行う職員に対するサービス提供に関する具体的な指示や命令は、すべて当事業者が行いますが、実際の提供にあたっては、利用者の心身の状況や意向に十分な配慮を行いません。

8 虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

- (1) 虐待防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止に関する責任者	松原 良憲
-------------	-------

- (2) 成年後見制度の利用を支援します。
- (3) 苦情解決体制を整備しています。
- (4) 従業者に対する虐待防止を啓発・普及するための研修を実施しています。
- (5) 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

9 身体拘束について

事業者は、原則として利用者に対して身体拘束を行いません。ただし、自傷他害等のおそれがある場合など、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことが考えられるときは、利用者に対して説明し同意を得た上で、次に掲げることにより留意して、必要最小限の範囲内で行うことがあります。その場合、身体拘束を行った日時、理由及び態様等についての記録を行います。

また事業者として、身体拘束をなくしていくための取り組みを積極的に行います。

- (1) 緊急性……直ちに身体拘束を行わなければ、利用者本人または他人の生命・身体に危険が及ぶことが考えられる場合に限りします。
- (2) 非代替性……身体拘束以外に、利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことを防止することができない場合に限りします。
- (3) 一時性……利用者本人または他人の生命・身体に対して危険が及ぶことがなくなった場合は、直ちに身体拘束を解きます。

10 秘密の保持と個人情報の保護について

① 利用者及びその家族に関する秘密の保持について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し、適切な取り扱いに努めるものとします。② 事業者及び事業者の使用する者（以下「従業者」という。）は、サービス提供をする上で知り得た利用者及びその家族の秘密を正当な理由なく、第三者に漏らしません。③ また、この秘密を保持する義務は、サービス提供契約が終了した後においても継続します。④ 事業者は、従業者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者である期間及び従業者でなくなった後においても、その秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。
② 個人情報の保護について	<ul style="list-style-type: none">① 事業者は、利用者から予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いませぬ。また、利用者の家族の個人情報についても、予め文書で同意を得ない限り、サービス担当者会議等で利用者の家族の個人情報を用いませぬ。② 事業者は、利用者及びその家族に関する個人情報が含まれる記録物（紙によるもの他、電磁的記録を含む。）については、善良な管理者の注意をもって管理し、また処分の際にも第三者への漏洩を防止するものとします。③ 事業者が管理する情報については、利用者の求めに応じてその内容を開示することとし、開示の結果、情報の訂正、追加または削除を求められた場合は、遅滞なく調査を行い、利用目的の達成に必要な範囲内で訂正等を行うものとします。（開示に際して複写料などが必要な場合は利用者の負担となります。）

11 緊急時の対応方法について

サービス提供中に、利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

12 事故発生時の対応方法について

利用者に対する(介護予防)訪問リハビリテーションの提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者に係る介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する(介護予防)訪問リハビリテーションの提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

尚、事業者は、下記の損害賠償保険に加入しています。

保険会社名	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
保険名	介護保険・社会福祉事業者総合保険

13 身分証携行義務

指定(介護予防)訪問リハビリテーションを行う者は、常に身分証を携行し、初回訪問時及び利用者または利用者の家族から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

14 心身の状況の把握

みなし指定(介護予防)リハビリテーションの提供に当たっては、介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

15 介護予防支援事業者、居宅介護支援事業者等との連携

(介護予防)訪問リハビリテーション計画は、既に(介護予防)居宅サービス計画が作成されている場合は、当該計画の内容に沿って作成します。

16 サービス提供等の記録

- ① サービスの提供日、内容及び利用者の心身の状況その他必要な事項を記録します。またその記録は、提供の日から5年間保存します。
- ② 利用者は、事業者に対して保存されるサービス提供記録の閲覧及び複写物の交付を請求することができます。

17 業務継続計画の策定等

- (1) 感染症に係る業務継続計画及び災害に係る業務継続計画を作成します。
- (2) 感染症及び災害に係る研修を定期的(年1回以上)に行います。
- (3) 感染症や災害が発生した場合において迅速に行動できるよう、訓練を実施します。

18 衛生管理等

- ① 感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を設立します。
- ② 感染症の予防及びまん延の防止のための指針を作成します。
- ③ 感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を実施します。
- ④ サービス提供職員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。
- ⑤ 指定(介護予防)訪問リハビリテーション事業所の設備及び備品等について衛生的な管理に努めます。

19 指定(介護予防)訪問リハビリテーションサービス内容の見積もりについて

このサービス内容の見積もりは、あなたの居宅を訪問し、あなたの心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて、あなたの療養生活の質の向上を図るために作成したものです(別紙参照)

20 サービス提供に関する相談、苦情について

(1) 苦情処理の体制及び手順

- ア 提供した指定(介護予防)訪問リハビリテーションに係る利用者及びその家族からの相談及び苦情を受け付けるための窓口を設置します。(下表に記す【事業者の窓口】のとおり)
- イ 相談及び苦情に円滑かつ適切に対応するための体制及び手順は以下のとおりとします。
 - 苦情または相談があった場合、利用者の状況を詳細に把握するよう必要に応じ状況の聞き取りの為訪問し事情の確認を行う
 - 管理者は事実関係の確認を行う
 - 相談担当者は把握した状況を管理者と共に検討を行い対応の決定をする
 - 対応内容に基づき必要に応じて関係者への連絡調整を行うと共に利用者へは必ず対応方法を含めた結果報告を行う(時間を要する内容もその旨を翌日まで連絡する)

(2) 苦情申立の窓口

【事業者の窓口】 大今里ふれあいクリニック 訪問リハビリテーション	所在地 大阪市東成区大今里南一丁目3番1号 電話番号 06-6973-0707 受付時間 9:00~17:00
【市町村(保険者)の窓口】 大阪市東成区役所 保健福祉課介護保険・高齢者福祉	所在地 大阪市東成区大今里西2丁目8番4号 電話番号 06-6977-9859 FAX 06-6972-2732 受付時間 9:00~17:30
【市町村(保険者)の窓口】 大阪市生野区役所 保健福祉課介護保険グループ	所在地 大阪市生野区勝山南3丁目1番19号 電話番号 06-6715-9859 FAX 06-6715-9967 受付時間 9:00~17:30
【市町村(保険者)の窓口】 大阪市平野区役所 保健福祉課介護保険グループ	所在地 大阪市平野区背戸口3丁目8番19号 電話番号 06-4302-9859 FAX 06-4302-9943 受付時間 9:00~17:30
【市町村(保険者)の窓口】 大阪市東住吉区役所 保健福祉課福祉・介護保険グループ	所在地 大阪市東住吉区東田辺1丁目13番4号 電話番号 06-4399-9859 FAX 06-6629-4580 受付時間 9:00~17:30
【公的団体の窓口】 大阪府国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 大阪市中央区常磐町1丁目3番8号 中央大通FNビル内 電話番号 06-6949-5418 FAX 06-6949-5417 受付時間 9:00~17:00

21 サービス提供を休止、停止する場合について

- ① 担当職員が急な体調不良等により欠勤した場合
- ② 災害発生などにより、サービス提供に著しい危険を伴うことが予想される場合
- ③ 気象警報が発令され、悪天候等によりサービス提供に著しい危険を伴うことが予想される場合
- ④ 利用者および職員が感染症等を発症し、サービス提供により感染拡大が予想される場合

22 医療保険と介護保険のリハビリテーションについて

(介護予防)訪問リハビリテーションを開始された以後において、手術、急性増悪等により大きく状態変化が生じた場合を除き原則として、医療保険での外来リハビリテーションを受けることは出来ません。

23 重要事項説明の年月日

この重要事項説明書の説明年月日	年 月 日
-----------------	-------

上記内容について、「大阪市指定居宅サービス事業者の指定並びに指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例」(平成25年3月4日大阪市条例第26号)に基づき、利用者に説明を行いました。

事業者	所在地	大阪市東成区大今里南一丁目3番1号 大今里リハビリテーションセンター5階
	法人名	医療法人 快生会
	代表者名	理事長 高尾 譲
	事業所名	大今里ふれあいクリニック 訪問リハビリテーション
	説明者氏名	

上記内容の説明を事業者から確かに受けました。

利用者	住所	
	氏名	

(代筆者氏名: 続柄:)

代理人	住所	
	氏名	